

V 目黒区特別支援教育推進計画（第五次）

(令和7年3月策定)

1 計画の基本的考え方

目黒区においては、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮するとともに、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方としています。これまで目黒区で取り組んできた特別支援教育の成果と課題、国や都の動向を踏まえ、次に示す3つの柱（取組の方向）を設定し、そのための方策を定め、具体的な取組を進めています。

取組の方向

- I 多様な子どもが共に学ぶための環境整備
- II 一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の充実
- III 保護者や関係機関等との連携強化による切れ目ない支援体制の充実

2 計画の期間

第五次の計画は令和7年度から令和11年度までの5年間としていますが、計画期間内に目黒区の他の計画や国や都の大きな制度改正等により特別支援教育をめぐる状況が著しく変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。

3 計画での主な取組（推進施策）

計画を具体的に推進していくため、6つの推進施策と21の具体的な取組を掲げ、着実に取り組んでいきます。

【取組の方向I】多様な子どもが共に学ぶための環境整備

<推進施策1>区立学校・園における支援体制の充実

- (1) 区立学校・園における校・園内支援体制の充実
- (2) 区立学校・園における相談機能の充実
- (3) 区立学校・園における合理的配慮の提供促進

<推進施策2>学びの場の環境整備

- (1) 学級におけるユニバーサルデザイン化の推進
- (2) 学校ICT環境整備
- (3) 特別支援教室の環境整備
- (4) 区立小学校施設の計画的な更新・区立中学校新校舎の整備

<推進施策3>心のバリアフリーの推進

- (1) 教職員への理解啓発
- (2) 幼児・児童・生徒への理解啓発
- (3) 保護者・区民への理解啓発
- (4) 交流及び共同学習の充実
- (5) 特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実

【取組の方向Ⅱ】一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の充実

<推進施策4>区立学校・園における多様な学びの場での指導・支援の充実

- (1) 通常の学級・園における特別な支援を要する幼児・児童・生徒への指導力の向上
- (2) 特別支援教育支援員・特別支援学級補助員等の配置と専門性の向上
- (3) 特別支援教室・特別支援学級における指導・支援の充実

【取組の方向Ⅲ】保護者や関係機関等との連携強化による切れ目ない支援体制の充実

<推進施策5>就学前における早期からの連携による相談・支援体制の充実

- (1) 区立幼稚園・こども園への幼稚園・こども園特別支援員等の効果的な配置
- (2) 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実
- (3) 児童発達支援センター等との連携による支援の充実

<推進施策6>卒業後までを見通した連携による支援体制の充実

- (1) 保護者と教育委員会との連携による支援の充実
- (2) 関係機関等と連携した支援体制の強化
- (3) 特別支援学校との連携による支援の充実